

羅針盤 (進路便り)

京都市立梅津中学校
第21号
R5.12.14(木)

懇談会後の動き

懇談会で受験校が決定します。ここからは受験（受検）に向けた準備（試験に対する対策は勿論の事、出願への準備）が必要になってきます。出願に関して多くの私学はwebでの手続きが必要です。志望する学校のHPにアクセスの上、必要事項の入力をお願いいたします。

☆私立高校への出願（推薦・専願・併願全て）

私立高校は近年webでの出願が増えてきており、各家庭でスマホ、タブレットを用いて出願をしていただく事になります。懇談後、年末までに済ましていただきたい内容は、

- ① 「受験校決定届 兼 進路手続依頼書」の提出 …これを元に出願準備を始めます。
- ② 「進路関係書類封筒」を渡します …担任を通じて出願への指示を出します。
- ③ 「申込内容確認書類」の提出 …封筒の中身の指示に従って、志望校（私学）へ出願情報 を入力及びプリントアウトをして提出してください。

（複数校の私学を出願予定の場合は、全ての学校の分を提出お願いします。）

また同一校、複数回受験の場合、願書が2枚の場合もあります。）

※紙願書（手書き）の私立高校の場合は、別途担任より指示を出します。

また、受験料の振込が金融機関等で必要になる可能性があります。

以上を年内に済ませていただきます。その後、年明けに出願（受験料の決済）が必要となります。1月5日（金）の3学期始業式に③「申込内容確認書類」を返却いたします。3連休の間（この時点で間違いがないかをもう一度確認の上）に出願を済ませ、願書を印刷後（受験票は切り取らず）改めて、封筒の中に願書を入れてご提出ください。

出願の際にはレターパックが必要になることがあります。要項を確認の上、ご準備ください。

◎京都府公立前期選抜の願書

京都府公立高校は手書きの願書になります。すでに学活の中でも練習をしています。こちらは年明け1月5日（金）に願書を配布します。（3連休の間は鉛筆で下書き）保護者の方には府立高校志願の場合は考查料の振込、市立高校であれば現金を中学校へ提出になります。（金額は全日制2,200円、定時制900円）公立第1希望の場合で併願（私立）校を受験されない場合は年内での出願準備はありません。

○京都府公立中期選抜の願書

京都府公立高校は手書きの願書になります。前期選抜を受験せず、中期選抜のみの受験の場合も年明け1月5日（金）に願書を配布します。（3連休の間は鉛筆で下書き）、考查料に関しては、出願までに時間の猶予もありますので、後日お知らせいたします。ご質問等ありましたら、ご連絡ください。

●他府県受験（受検）について

京都府以外の学校（私立・公立）や通信制（私立）等を受験（受検）される場合は個々での対応を取らせていただいています。出願時期、入試日が京都府内と異なります。ご質問等ありましたら、ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

内容が盛り沢山の上、書面を読み進める中で疑問点も出てくると思います。不安な点等ありましたら、懇談または電話でも対応させていただきます。

修学支援金の申込み〆切が12月20日（水）です。期限厳守でお願いいたします。

京都府あんしん修学支援制度等の拡充案について

※京都府議会2月定例会における令和6年度当初予算の成立をもって確定します。今後、制度内容等が変更になる可能性があります。

1. 京都府の方向性

- 所得に応じ保護者に一定の負担を求めつつ、学校の特色を活かした質の高い教育を維持する。
 - 教育費負担の大きい同時在学世帯の負担を軽減する。
 - 府内外への進学の選択肢を保障する。

2. 具体的方策

注意：令和6年度予算は現時点で未確定のため、今後、制度名や内容が変更となる場合があります。

①授業料支援の拡充

- 年収 590 万円以上 730 万円未満世帯に対する授業料支援の拡充
(支援金額 80,000 円→145,200 円 合計 264,000 円に)
 - 年収 590 万円以上 730 万円未満世帯に対する同時在学加算の引上げ
(加算金額 20,000 円→132,000 円 合計最大 396,000 円に)
 - 年収 730 万円以上 910 万円未満世帯に対する同時在学加算の引上げ
(加算金額 20,000 円→65,200 円 合計最大 264,000 円に)

※その他は現行制度から変更なし。

②府県を超えて学ぶ高校生の負担軽減（相互支援制度等）

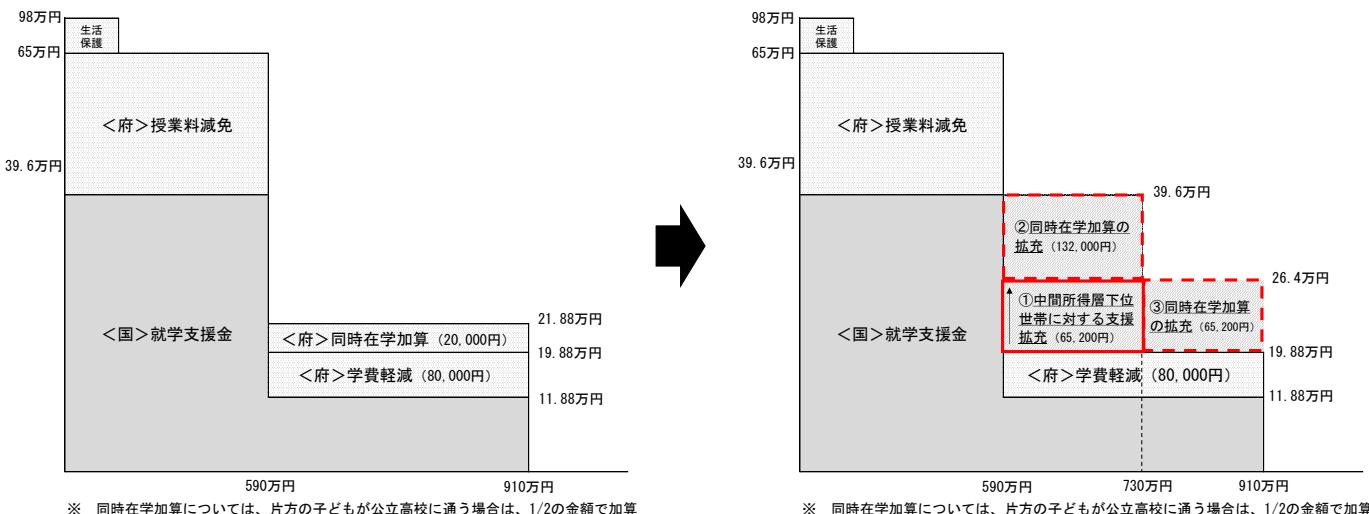
- 現在兵庫県と実施している相互支援制度拡大に向けて、近畿府県と協議中
 - 相手方の府県内制度の 1 / 2 の水準を設定して支援
(京都府の水準を超える場合は京都府制度の 1 / 2)
(例 A 県 : 4 万円加算制度 京都府→A 県私学進学の場合、 2 万円支援)
 - 相互支援が成り立たない場合は、
相互支援で想定される金額の 1 / 2 を一方的に支援
(例 上記 A 県私学進学の場合、 1 万円支援)

＜あんしん修学支援制度の拡充イメージ＞

(現行制度)

※R6～全学年対象

（新制度（案））



※ 同時 在学 加算 について は、片方 の 子ども が 公立 高校 に 通う 場合 は、1/2 の 金額 で 加算

※ 同時 在学 加算 について は、片方 の子ども が 公立 高校 に 通う 場合 は、1/2 の 金額 で 加算